



# 金 沢 市 公 報

号外第28号の3

令和4年(2022年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 (文化財保護課)	6
○金沢市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (子育て支援課)	1	○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (観光政策課)	15
○職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則 (人 事 課)	1	○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課)	16
○金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	5	●病院事業管理規程	
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	6	○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	16

## 規 則

金沢市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第51号

金沢市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市児童館条例の一部を改正する条例(令和4年条例第29号)の施行期日は、令和4年10月10日とする。

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第52号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第3条の2第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第3条の3を削り、第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。

(市長が定める特別の事情)

第3条の2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の市長が定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第4条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(条例第2条の3第2

号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第11条の2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条、第5条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) 様		請求年月日 年 月 日		
		請求者 所属 職 氏名		
次のとおり		育児休業の承認 育児休業の期間の延長		
を請求します。				
1 請求に係る子	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長			
	(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)			
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
5 配偶者	氏名			
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考				

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- ② 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(④において同じ)。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑤ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑥ 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。  
 様式第3号(第11条の2関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

(任命権者)  様   次のとおり再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務計画書を提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。	請求年月日 年 月 日  請求者 所属 職 氏名
1 請求に係る子	
子の氏名	生年月日 年 月 日生
2 請求者の計画	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考	

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。  
 ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。  
 ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
 ④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

第18条第2号中「から第5号まで、第9号及び第10号」を「、第4号、第8号及び第9号」に改める。

第19条の3第2項第2号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)」を「(第17条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第14号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第8号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第53号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

（条例第9条第1項に規定する規則で定める理由）

第3条の2 条例第9条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（条例第9条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるもの

（受給期間延長の申出）

第3条の3 条例第9条第1項の規定による申出は、市長が別に定める申請書（以下「受給期間延長等申請書」という。）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて市長に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第9条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内しなければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

5 市長は、第1項の申出をした者が条例第9条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に市長が別に定める通知書（以下「受給期間延長等通知書」という。）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第9条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（条例第9条第4項の規則で定める事業）

第3条の4 条例第9条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第9条第1項に規定する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと市長が認めたもの

(条例第9条第4項の規則で定める職員)

第3条の5 条例第9条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして市長が認めた職員  
(支給の期間の特例の申出)

第3条の6 条例第9条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第9条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて市長に提出することによって行うものとする。

- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第9条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2か月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特例申出をした者が条例第9条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項の規定により準用する第3条の3第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、市長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
  - (1) 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
  - (2) 条例第9条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

第7条第1項中「(昭和49年法律第116号)」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和4年条例第34号)による改正後の金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)第9条第4項に規定する事業を開始した者又は当該事業に専念し始めた者に対する改正後の第3条の6第2項の規定の適用については、同項中「当該特例申出に係る者が条例第9条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日」とあるのは、「金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年規則第53号)の施行の日」とする。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第54号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第50条中「金沢手形交換所の交換取扱地域内」を「全国の区域」に改める。

第57条第1項第4号中「、観光駐車場(東山観光駐車場及び東山河畔観光駐車場を除く。)の使用料」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第50条の改正規定は、同年11月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日から観光駐車場(東山観光駐車場及び東山河畔観光駐車場を除く。)を利用する者に交付する現金領収証書については、改正後の第57条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

## ●金沢市規則第55号

金沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市文化財保護条例施行規則（令和3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定文化財（第2条—第12条）

第3章 登録文化財（第13条—第19条）

第4章 選定保存技術（第20条—第24条）

第5章 文化財保護審議会（第25条—第28条）

第6章 雑則（第29条）

## 附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 指定文化財

第22条の見出しを削り、同条を第29条とする。

第21条中「第4章」を「第6章」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 雑則

第20条を第27条とし、第19条を第26条とし、第18条を第25条とし、第17条中「様式第17号」を「様式第25号」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 文化財保護審議会

第16条第1項中「第22条」を「第32条」に、「様式第14号」を「様式第22号」に改め、同条第2項中「第22条」を「第32条」に、「様式第15号又は様式第16号」を「様式第23号又は様式第24号」に改め、同条を第23条とする。

第15条中「様式第13号」を「様式第21号」に改め、同条を第22条とする。

第14条中「第20条第3項」を「第30条第3項」に、「様式第12号」を「様式第20号」に改め、同条を第21条とする。

第13条中「第20条第3項」を「第30条第3項」に、「様式第11号」を「様式第19号」に改め、同条を第20条とする。

第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 登録文化財

（登録簿）

第13条 条例第20条第1項に規定する登録簿は、様式第11号によるものとする。

（登録の同意書）

第14条 条例第20条第3項の規定による登録文化財の登録についての同意をした者は、登録文化財登録同意書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（登録証）

第15条 条例第22条第3項に規定する登録証は、様式第13号によるものとする。

（登録証の再交付申請）

第16条 前条の登録証の交付を受けた者は、その登録証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、登録証再交付申請書（様式第14号）に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した登録証を添えて、速やかに市長に申請するものとする。

（所有者等の変更等の届出）

第17条 条例第24条において準用する条例第10条第1項の規定による届出は、様式第15号によるものとする。

第18条 条例第24条において準用する条例第10条第3項の規定による届出は、様式第16号又は様式第17号によるものとする。

（現状変更等の届出等）

第19条 条例第25条第1項の規定による届出は、様式第18号によるものとする。

2 条例第25条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る現状変更等を終了したときは、その旨を市長に報告するものとする。



3 前項の規定による終了の報告には、その結果を明示する写真又は見取図を添えるものとする。

第4章 選定保存技術

様式第17号中「第17条」を「第24条」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第16号中「第16条」を「第23条」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第15号中「第16条」を「第23条」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第14号中「第16条」を「第23条」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第13号中「第15条」を「第22条」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第12号中「第14条」を「第21条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第11号中「第13条」を「第20条」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第10号の次に次の8様式を加える。

様式第11号 (第13条関係)

金 沢 市 登 録 文 化 財 登 録 簿	
事 項	記 事
1 種 別	
2 種 類	
3 名 称	
4 員 数	
5 登 録 証 の 記 号 ・ 番 号	
6 登 録 年 月 日 及 び 告 示 番 号	
7 所 在 の 場 所	
8 所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	
9 所 有 者 の 住 所	
10 占 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	
11 占 有 者 の 住 所	
12 管 理 責 任 者 の 氏 名 又 は 名 称	
13 管 理 責 任 者 の 住 所	
14 登 録 の 理 由	
15 品 質 構 造 及 び 形 状	
16 寸 法 、 面 積 、 重 量 等	
17 製 作 年 代 又 は 時 代	
18 由 来 ・ 由 緒	
19 製 作 者	
20 そ の 他 参 考 と な る 事 項	
21 備 考	
(有形民俗文化財)	
22 使 い 方 、 用 途 、 使 用 さ れ た 期 間 及 び 場 所	
23 生 活 文 化 に 及 ぼ し た 影 響 又 は 特 色	
24 分 布	



様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所有者等 住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)

登録文化財登録同意書

私の所有（占有・保持）する下記の文化財を、金沢市登録文化財として登録することに同意します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 所在地（又は伝承地）

様式第13号 (第15条関係)

(記号・番号)	登	録	証
種別			
名称			員数
(当該文化財の特徴を示す簡単な事項)			
上記の文化財を金沢市文化財保護条例に基づき金沢市登録文化財登録簿に登録したことを証する。			
		年 月 日	
		金沢市長	印

様式第14号 (第16条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所有者等 住 所  
氏 名

登録証再交付申請書

下記のとおり、金沢市登録文化財登録証を紛失（汚損、破損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 登録文化財の種類
- 2 登録文化財の名称及び員数
- 3 登録証の記号・番号
- 4 登録の年月日
- 5 紛失（汚損、破損）の年月日
- 6 紛失（汚損、破損）の状況
- 7 その他参考となる事項

様式第15号 (第17条関係)

		年 月 日
(宛先) 金沢市長		
	所有者等 住 所 氏 名	
登録文化財	(所有者等変更 管理責任者選任(変更、解任) 所有者等(管理責任者)氏名等変更 滅失(破損、紛失、盗難) 所在場所変更)	届
<p>下記のとおり金沢市登録文化財の所有者等を変更(管理責任者を選任(変更、解任)、所有者等(管理責任者)の氏名等を変更、滅失(破損、紛失、盗難)、所在場所を変更)したので届け出ます。</p>		
記		
1 登録文化財の種別		
2 登録文化財の名称及び員数		
3 登録証の記号・番号		
4 登録の年月日		
5 内容		

備考 所有者等の欄には、所有者等の変更の届出にあつては新所有者等及び旧所有者等が、管理責任者の選任(変更、解任)の届出にあつては新管理責任者、旧管理責任者及び所有者が、それぞれの住所及び氏名を記入するものとする。

様式第16号 (第18条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

保持者の相続人 住 所  
氏 名

保持者死亡届

金沢市登録文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の名称
- 2 登録証の記号・番号
- 3 登録年月日
- 4 保持者の住所及び氏名
- 5 保持者の死亡年月日

様式第17号 (第18条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

保持団体の元代表者等 住 所  
氏 名

保持団体解散(消滅)届

金沢市登録文化財(無形文化財、無形民俗文化財)の保持団体が解散(消滅)したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の名称
- 2 登録証の記号・番号
- 3 登録年月日
- 4 保持団体の所在地及び名称
- 5 保持団体の解散(消滅)年月日

様式第18号 (第19条関係)

年 月 日
(宛先) 金沢市長
所有者等 住 所 氏 名 (団体にあつては、所在地、 名称及び代表者の氏名)
登録文化財現状変更等届
下記のとおり金沢市登録文化財の現状変更等をしたので、届け出ます。
記
1 登録文化財の種類
2 登録文化財の名称及び員数
3 登録証の記号、番号及び登録年月日
4 所在の場所
5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6 現状変更等を必要とする理由
7 現状変更等の内容及び実施の方法
8 現状変更等を実施するため、現在の場所を変更するときは変更後の所在の場所
9 現状変更等の着手及び終了の予定時期
10 現状変更等に係る工事等施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに所在地
11 その他参考となる事項

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第56号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項中「東山観光駐車場及び東山河畔観光駐車場」を「観光駐車場」に、「様式第3号」を「様式第1号」に、「駐車料金」を「観光駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)」に改め、同項を同条とする。

第6条中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第8条第1項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号から様式第2号までを削り、様式第3号を様式第1号とする。

様式第4号中「金沢市老舗記念館の観覧料  
観光駐車場の駐車料金」を「観光駐車場の駐車料金」に改め、「観覧又は」及び「観覧料又は」

を削り、同様式を様式第2号とし、様式第5号を様式第3号とする。



附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定（同様式を様式第2号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に観光駐車場に入場する者について適用し、同日前に入場した者の観光駐車場の使用料の納付については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第57号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

出 産 児 氏 名				を
出産した者	氏 名	出産児の続柄		
	個人番号			

  

出 産 し た 者	氏 名		個人番号		に
-----------	-----	--	------	--	---

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第6号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「0.3」を「0.9」に改める。

別表第6行政職の項中

23	1	47
----	---	----

を

25	1	49
----	---	----

に、

3	1	27
---	---	----

を

5	1	29
---	---	----

に改め、同表医療職(2)の項中

9	1	33
15	1	39

を

11	1	35
17	1	41

に、

15	1	39
----	---	----

を

17	1	41
----	---	----

に改め、同表医療職(3)の項中

9	2	33
---	---	----

を

11	2	35
----	---	----

に、

3	2	27
---	---	----

を

5	2	29
---	---	----

に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年(2022年)9月20日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地